

地方公共団体等における令和3年改正個人情報保護法の施行に向けた 本年度の取組及び次年度の対応の方向性について

令和5年3月29日

地方公共団体等における令和3年改正個人情報保護法の施行に向けた対応に係る 令和4年度の取組のテーマ（課題）とその対応について

令和3年5月に成立したデジタル社会形成整備法（令和3年法律第37号）第51条による地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）に係る改正後の個人情報保護法（以下原則として「令和3年改正個人情報保護法」又は単に「改正法」という。）の令和5年4月1日からの着実かつ円滑な施行に向け、令和4年度（本年度）、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）においては、以下の3つのテーマに即し、多岐にわたる対応を重ねてきたところ。

地方公共団体等の改正法施行への対応・準備に関する令和4年度の取組の3つのテーマ

① 都道府県・市区町村（約1,800団体）をはじめ、従前、その多くが条例等の個人情報保護制度を有していなかった一部事務組合・広域連合（約1,600団体）等も含めた全ての地方公共団体等において、令和5年4月1日より令和3年改正個人情報保護法が適用されることから、その施行に向け、個人情報保護法施行条例（以下、原則として「法施行条例」という。）の整備をはじめとした対応・準備を間違いのない形で適正に進める必要。



政令及び規則の改正はもとより、ガイドライン、事務対応ガイド、Q & A等、様々な形で地方公共団体等向けの参考資料を用意し、具体的かつ丁寧な形で助言等を行うとともに、法施行条例の議会上程時期等についても継続的に調査を行い、改正法の施行に向けた対応・準備の進捗についての的確に把握を行う。

<テーマ①：適正かつ円滑な改正法施行への対応・準備に向けた助言等の実施>

地方公共団体等における令和3年改正個人情報保護法の施行に向けた対応に係る 令和4年度の取組のテーマ（課題）とその対応について

② 個人情報保護制度に対する知見の蓄積の程度や改正法施行への対応・準備における課題は地方公共団体等の中で大きく異なるところ、部分的・一方的な情報提供等に留まらず、個人情報保護制度の基本から法解釈、法施行条例案の事前確認、安全管理措置、ひいては改正法施行後の保有個人情報の取扱いや利活用の分野に至るまで、地方公共団体等それぞれの状況や関心に寄り添いつつ、幅広いテーマに関する助言等を行っていく必要。



全国5つの地方ブロックごとの担当窓口を構築し、改正法施行への対応・準備に関する団体ごとの相談・照会や法施行条例案の事前確認等に応じる体制を構築するとともに、地方全体の動向やニーズ、時宜等を踏まえ、幅広い情報提供や改正法施行後の制度運用に資するツール等の提供を行う。

<テーマ②：伴走型の支援体制・総合的な対応の展開>

③ 従来、地方公共団体等において、各団体固有に存在していた従来の制度及びその運用が変更される、又は個人情報保護制度を有しなかった団体においては制度等を浸透させていく（=長期的な関係を構築していく）必要がある中、改正法の施行を契機として、委員会と地方公共団体等との緊密なコミュニケーションを図り、相互の関係を構築していく必要。



直接又はオンラインで顔を合わせる形での対話を重視するとともに、きめ細かにコミュニケーションを行うことで、委員会と地方公共団体等との関係の構築を図るとともに、これを通じ、個人情報保護制度に対する関心及び改正法施行への対応・準備に向けた機運を醸成していく。

<テーマ③：委員会と地方公共団体等との関係構築を起点とした対応>

テーマ①（適正かつ円滑な改正法施行への対応・準備に向けた助言等の実施）への対応

◆ 政令・規則、ガイドライン、事務対応ガイド及びQ & Aの改正等

【令和4年度の具体的な取組】

○ 令和4年4月、**政令**（個人情報保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令）**及び規則**（個人情報保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則）の**公布**（いずれも4月20日）と同時期に、

- ・ 地方公共団体等の、首長をはじめとした情報マネジメントを担う幹部職員を対象の念頭に置き、改正後の法の規律や遵守すべき事項等を簡潔に示した「**個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）**」の**改正** や、
- ・ 幅広い職員（実務担当者）向けに個人情報を取り扱う事務の処理手順やその際に参考となる詳細な法解釈等を示した「**個人情報保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）**」**及び「個人情報保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）」**の**改正** を行った。

※ 事務対応ガイドには、法施行条例案の策定作業をはじめとした改正法施行への対応・準備に当たってのよりどころとなる、「**個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ**」や個人情報ファイル簿、開示請求書等の**各種標準様式**等を掲載。

- 個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）
 - 初版 令和4年1月
 - 改正 令和4年4月20日（地方公共団体等に係る内容について追加）
- 個人情報保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）
 - 初版 令和4年2月
 - 改正 令和4年4月28日（条文イメージ、地方公共団体等における標準様式等の追加）
- 個人情報保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）
 - 初版 令和4年2月
 - 改正 令和4年4月28日

テーマ①（適正かつ円滑な改正法施行への対応・準備に向けた助言等の実施）への対応

◆ 地方公共団体の状況やニーズ等に応じた多岐にわたる説明会等の実施

全国説明会（令和4年度）
参加団体数
（令和5年3月24日時点）

2,019団体

地方説明会（令和4年度）
参加団体数
（令和5年3月24日時点）

592団体

小規模説明会等（令和4年度）
参加団体数
（令和5年3月24日時点）

657団体

※ 以下、本資料に記載する各種数値については速報値。

【令和4年度の具体的な取組】

- **全国説明会の実施** ※ 令和3年度
改正法や地方公共団体等において必要な施行準備の概要等を中心に、全国の地方公共団体等の個人情報保護制度担当課の職員等に対して説明会を実施（計9回実施）。
- **地方説明会等の実施**
都道府県庁等で実施される域内地方公共団体等向けの説明会・相談会に（都道府県等のニーズを踏まえ）事務局職員を講師として派遣（令和4年8月以降、計16地域に派遣（オンラインでの開催を含む））。
- **全国説明会の実施**
都道府県・市区町村のうち約6割、一部事務組合・広域連合のうち約9割が令和5年2月又は3月に法施行条例を議会上程する予定であることや、改正法の施行まで3か月という時期であることを踏まえ、適正かつ円滑な形で条例整備や改正法施行への対応・準備がなされるよう、条例整備や改正法施行後の制度運用に当たっての留意点を中心に説明する説明会を実施（令和5年1月に計4回実施）。
- **一部事務組合・広域連合／地方独立行政法人等向け 小規模説明会等の実施**
 - ・ 法施行条例の整備について課題を有するとの状況が判明した一部事務組合等を対象に、小規模な説明会を実施（令和5年2月に計2回実施）。
 - ・ （地方公共団体とは異なり）その多くは（開示請求等に関する一部の規律を除き）民間部門の規律が適用されることとなる地方独立行政法人や、地方公共団体が設置する病院・診療所及び大学を対象に、改正法施行後の制度運用に当たっての留意点を中心に説明会を実施（令和5年3月に計2回実施）。
- **地方三団体を通じた情報提供等の実施**
地方三団体を通じた形での全国の地方公共団体への様々な情報提供を行ったほか、全国の団体における法施行条例の整備が本格化するのを前に、全国市長会において、事務局長から参加首長への直接の説明を実施（令和4年10月）。

テーマ①（適正かつ円滑な改正法施行への対応・準備に向けた助言等の実施）への対応

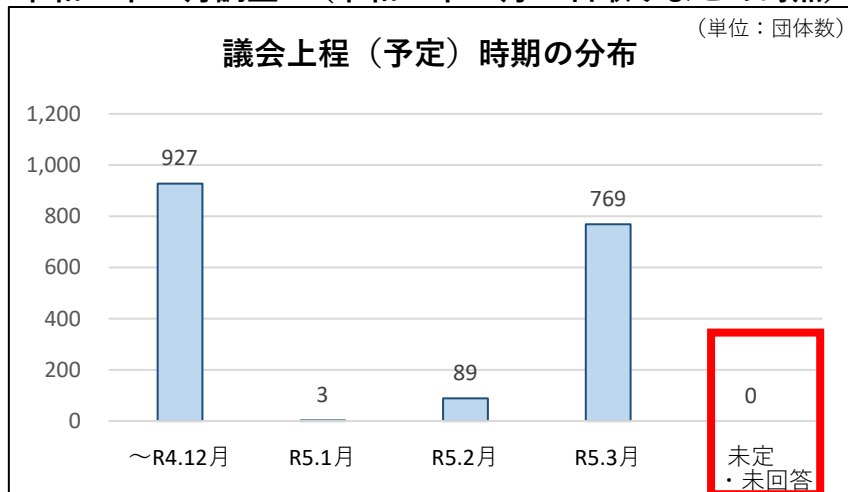
◆ 個人情報保護法施行条例の整備に向けた検討状況等の調査

- 地方公共団体に対し、継続的に、個人情報保護法施行条例の整備状況や議会上程予定時期等について確認する調査を実施。 ※ 計4回実施（令和4年5月・9月・11月・令和5年1月）

個人情報保護法施行条例等の整備状況及び議会上程予定時期について

○ 都道府県及び市区町村

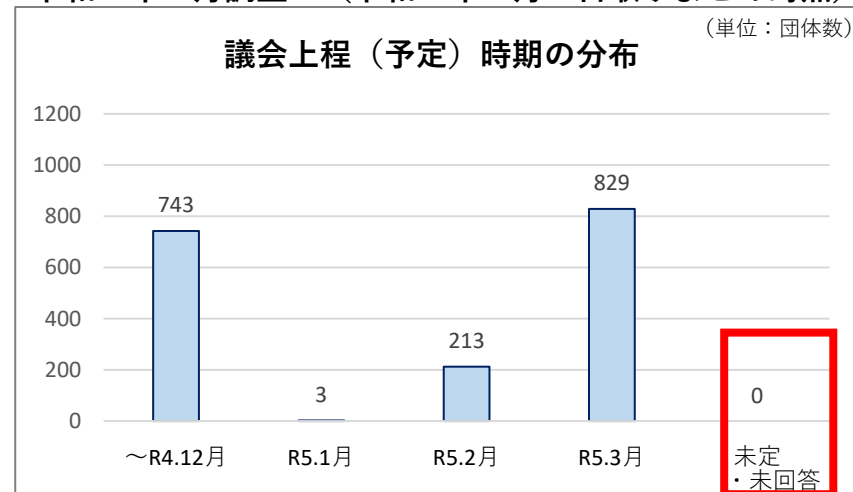
<令和4年11月調査>（令和4年12月16日取りまとめ時点）



・上程（予定）時期の内訳（対象：1,788団体）

令和4年12月までの上程済みの団体 927団体（全体の51.8%）
令和4年度末までに上程予定の団体 861団体（全体の48.2%）
未定・未回答 0団体

<令和5年1月調査>（令和5年2月6日取りまとめ時点）



・上程（予定）時期の内訳（対象：1,788団体）

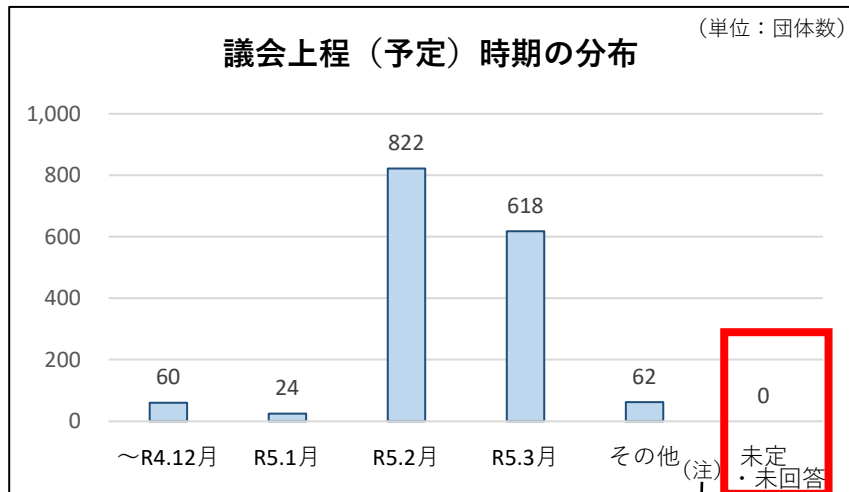
令和4年12月までの上程済みの団体 743団体（全体の41.6%）
令和4年度末までに上程予定の団体 1,045団体（全体の58.4%）
未定・未回答 0団体

※ 令和4年12月まで（「～R4.12月」）の値及び令和5年1月（「R5.1月」）の一部は実績値、令和5年1月の一部及び令和5年2月（「R5.2月」）以降の値は今後の予定。

テーマ①（適正かつ円滑な改正法施行への対応・準備に向けた助言等の実施）への対応

○ 一部事務組合及び広域連合

<令和4年11月調査>（令和4年12月16日取りまとめ時点）

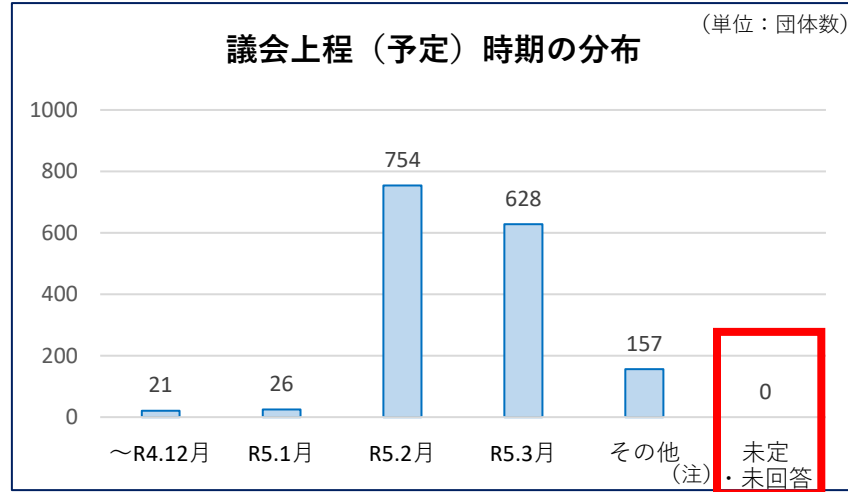


・上程（予定）時期の内訳（対象：1,586団体）

令和4年12月までの上程済みの団体	60団体	（全体の3.8%）
令和4年度末までに上程予定の団体	1,464団体	（全体の92.3%）
未定・未回答	0団体	

注：「その他」は、令和4年度末までに解散を予定する等の理由で法施行条例案の議会上程が不要と考えられる団体の数。

<令和5年1月調査>（令和5年2月6日取りまとめ時点）



・上程（予定）時期の内訳（対象：1,586団体）

令和4年12月までの上程済みの団体	21団体	（全体の1.3%）
令和4年度末までに上程予定の団体	1,408団体	（全体の88.8%）
未定・未回答	0団体	

※ 令和4年12月まで（「～R4.12月」）の値及び令和5年1月（「R5.1月」）の一部は実績値、令和5年1月の一部及び令和5年2月（「R5.2月」）以降の値は今後の予定。

【全体の概況】

- 「未定・未回答」の団体数については、令和4年11月調査時点に引き続き、令和5年1月調査でも **0団体** となった（**全ての団体が法施行条例案を上程済み又は令和4年度内に上程予定であると回答**）。
- 令和5年1月調査では、令和4年11月調査時点よりも（「都道府県及び市区町村」分、「一部事務組合及び広域連合」分のいずれにおいても）令和4年12月までに議会上程を行う（予定の）団体が減少し、令和5年3月（及び都道府県・市区町村にあっては2月）に議会上程を予定する団体が増加。
- 一方、令和4年度内の法施行条例整備を目指している中ではあるが、その調整等の面で課題に直面している団体が一部に存在（委員会から個別のアプローチを行うなど、年度内上程に向けて助言を実施してきたところ）。

テーマ①（適正かつ円滑な改正法施行への対応・準備に向けた助言等の実施）への対応

◆ 条例届出・公表システムの整備と届出のあった条例の分析を通じた対応

届出団体数
(令和5年3月24日時点)

1,217団体

届出条例件数
(令和5年3月24日時点)

2,037件

※ 令和4年4月1日時点の
条例届出対象団体数 **3,374団体**

【令和4年度の具体的な取組】

- 「条例届出・公表システム」を整備し、全国の地方公共団体から、法施行条例や個人情報審査会条例等の届出の受付を行っているところ。既に1,217の地方公共団体から、2,037件の条例の届出がなされている。今後、順次、その公表を行っていく予定。
- 現在、団体ごとの条例の規定内容や、全国的な傾向等の分析作業を実施しているところであり、現時点までの分析結果を踏まえ、各団体における改正法の適正かつ円滑な運用を図る観点から、令和5年2月24日に「個人情報保護法施行条例の運用に関する留意点」を全国の地方公共団体に対して発出。今後も、届出の進捗を踏まえつつ、更なる分析を進め、それらを全国の地方公共団体等への助言を行う際の基礎資料等として活用していく予定。

<前提>

改正後の法第167条第1項に基づき、地方公共団体の長は、個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならないこととされている（施行日である令和5年4月1日よりも前に届出を行うことも可能（デジタル社会形成整備法附則第8条第2項））。

※ 届出は、原則として電子情報処理組織を使用して行うものとされ、委員会は、届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないとされている。

<届出の状況（令和5年3月24日時点）>

- **届出団体数 1,217団体**（都道府県及び市区町村 888団体、一部事務組合及び広域連合 329団体）
（参考）令和4年12月までに法施行条例が上程及び成立した地方公共団体の数（令和5年1月調査） 764団体
- **届出条例件数 2,037件** ※ 一部、複数回提出があった分を含む。

テーマ②（伴走型の支援体制・総合的な対応の展開）への対応

◆ 地方ブロック担当窓口体制の整備と 団体ごとの状況、課題等に対応した助言等

相談・照会への
回答件数
(令和5年2月28日時点)

5,638件

法施行条例案等の
事前確認対応件数
(令和5年2月28日時点)

902件

【令和4年度の具体的な取組】

<前提>

- 地方公共団体等の改正法施行への対応・準備が本格化する令和4年度、委員会に対する全国の団体からの相談・照会が増加することが予想された。
- 加えて、その団体の中で
 - ① 個人情報保護制度に対する知見や情報量の差異
 - ② 法施行条例案の策定作業をはじめとした、改正法施行への対応・準備の進捗の差異
 - ③ 団体ごとの課題・関心（法の基本から、法解釈、法施行条例案の事前確認、安全管理措置、改正法施行後の保有個人情報の取扱い、利活用の分野等…に至るまでの）の差異
 - ④ （団体種別・規模等による）保有個人情報を取り扱う業務の差異 が存在。

<対応>

- 改正法施行への対応・準備に関するそれぞれの地方公共団体等ごとの状況や課題等に寄り添いつつ、幅広いテーマに関する相談・照会に対する助言等を行うため、全国5つの地方ブロック（北海道・東北、関東、中部・近畿、中国・四国、九州・沖縄）ごとに担当窓口を設置。

加えて、地方ブロック担当窓口ごとに、地方公共団体からの出向職員（計11名）を配置し、彼ら自身のバックグラウンド及び職務経験に基づいて各団体からの相談・照会内容について寄り添い、具体的に把握するための体制を整備。

<対応の実績>

➤ （地方ブロック担当窓口における）

相談・照会への回答件数 （延べ）5,638件 ※ 令和4年4月1日～令和5年2月28日時点の集計

➤ （同窓口における）

法施行条例案等の事前確認依頼への対応件数 （延べ）902件 ※ 令和4年4月1日～令和5年2月28日時点の集計

テーマ②（伴走型の支援体制・総合的な対応の展開）への対応

【参考】

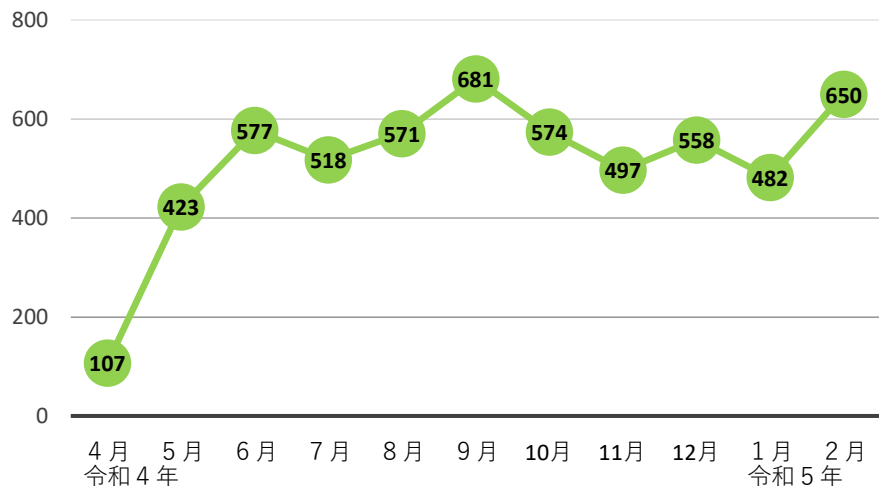
地方公共団体等からの相談・照会への回答件数及び法施行条例案等の事前確認依頼への対応件数の推移

（令和4年4月1日～令和5年2月28日時点）

○ 相談・照会への回答件数の推移

相談・照会への回答件数

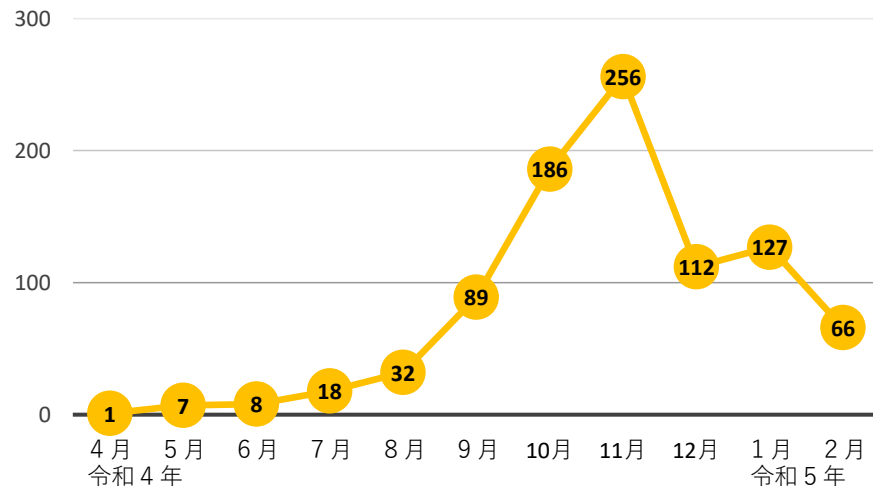
（単位：件数）



○ 法施行条例案等の事前確認依頼への対応件数の推移

法施行条例案等の事前確認依頼への対応件数

（単位：件数）



<相談・照会への回答件数について>

○ 令和4年5月以降は、毎月、平均500件以上の相談・照会への回答を行ってきており、その数は堅調に推移している。

※ 回答件数の累計（集計）は5,638件であることから、地方ブロック担当窓口の職員1人当たりの回答件数は512.5件となる。

※ 相談・照会への回答までに要した日数の平均は9.0日間（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含む。）となる。

<法施行条例案等の事前確認依頼への対応件数について>

○ 法施行条例案の議会上程が本格化する直前、令和4年の秋から事前確認依頼への対応件数が増加し、令和4年10月から令和5年1月にかけては、月平均100件を超える状況が続いている（令和5年3月に至るまで、事前確認依頼への対応が継続的に生じている状況）。

テーマ②（伴走型の支援体制・総合的な対応の展開）への対応

◆ 様々な手法を活用した 継続的かつ幅広い観点での情報提供

令和4年度に発出した
通知・事務連絡の本数

19本

【令和4年度の具体的な取組】

- 委員会の取組や支援体制等についての周知を重層的に行っていくことや、地方全体の動向や課題、ニーズ等を踏まえながら、きめ細かに改正法施行への対応・準備に資する助言等を行っていくことを念頭に、通知や事務連絡、改正法施行後の制度運用に資するツール等、全国の地方公共団体等に対し、継続的かつ幅広い観点での情報提供を実施。

＜具体的な対応＞

1 [令和4年度を通じて] **通知・事務連絡の発出を通じたきめ細かな情報提供**

(通知・事務連絡の例)

- ・ 改正後のガイドライン、事務対応ガイド、Q & A等の周知、地方ブロック担当窓口の案内等（令和4年4月28日）
- ・ 一部事務組合、広域連合及び財産区も改正法の適用対象であること、法施行条例の制定方法の周知等（令和4年6月7日）
- ・ 「個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ」の周知等（令和4年8月5日）

※ 令和4年度の1年間に発出した通知・事務連絡は合計19本。

2 [令和5年2月に実施] **「個人情報保護法施行条例の運用に関する留意点」及び「令和3年改正法の施行に向けた整備事項リスト」の発出**

- ・ 法施行条例の運用に関する留意点を周知する「個人情報保護法施行条例の運用に関する留意点」
- ・ 各地方公共団体等において準備が必要と考えられる等の事項を整理した「令和3年改正法の施行に向けた整備事項リスト」を発出。

3 [近日公表予定] **地方公共団体等が広く活用できる周知・啓発資料の作成**

個人情報保護担当課はもとより、地方公共団体等内の幅広い職員や国民（住民）への新たな法制度及びその運用についての周知・啓発に活用できる、以下の資料・動画等を近日公表予定。

- ・ 広報用パンフレット（2種類）
- ・ 個人情報保護法の基本や改正法のポイントを分かりやすく説明する解説動画、マンガ及びアニメーション動画

テーマ③（委員会と地方公共団体等との関係構築を起点とした対応）

◆ 地方公共団体との直接的な対話・意見交換の実施

【令和4年度の具体的な取組】

- 委員会と地方公共団体等との今後の長期的な関係構築を図るとともに、個人情報保護制度に対する関心及び改正法施行への対応・準備に向けた機運を醸成していくことを目的に、ここまで説明してきた取組のほか、都道府県及び指定都市を中心とした地方公共団体との（直接又はオンラインで）顔を合わせる形での対話を継続的に実施。
- 委員会が講じている取組の紹介や改正法施行への対応・準備に当たっての留意点についての助言等、地方公共団体に対して幅広い観点での情報提供を直接行える機会となったほか、地方公共団体の目線で法改正の意義や法施行条例の整備内容等について創意工夫をしながら説明を行う機会となった。
- 委員会が提供した各種資料や（委員会と都道府県との）対話を通じて得られた情報を都道府県から域内の団体（市区町村、一部事務組合等）に共有することにより、議論が活発化する契機となったとの声もあった。

<具体的な対応>

1 [令和4年8月～11月に実施] **都道府県及び指定都市との意見交換**

継続的に都道府県とオンラインによる意見交換を行い、委員会が講じている取組の紹介や法施行への対応・準備に当たっての留意点についての助言等を直接行ったほか、各都道府県の域内団体（市区町村、一部事務組合等）における法施行条例の整備をはじめとした改正法施行への対応・準備に係る状況等について聞き取ることができた。

※ 意見交換では、委員会の様々な取組を通じて「地方ブロック窓口担当者とのやり取りが増え、国との信頼関係が築けている」、「県庁内や域内団体における課題等の把握にもつながっている」と評価する声を伺うこともできた。

※ 都道府県（1回目）：8～9月 都道府県（2回目）：9～10月（課長級職員も参加）
都道府県（3回目）：11月 指定都市 : 11月

2 [令和4年8月以降、随時実施] **直接訪問による都道府県との対話**

地方説明会の開催等に合わせ、近隣の都道府県（8府県）を訪問。幹部職員や個人情報保護制度担当課、市区町村担当課等に対して改正法施行への対応・準備や域内団体との連携等についての協力を依頼するとともに、意見交換を実施。

令和5年度（令和3年改正個人情報保護法施行直後～）の 地方公共団体等に対する対応の方向性について

**【目標】 委員会と地方公共団体等との信頼関係の維持・強化を通じた
地方公共団体等の行政運営の適正かつ円滑な運営の確保**

改正法の施行（令和5年4月1日）は“終着点”ではなく、あくまでも“出発点”。

改正法の施行後、地方公共団体等においては個人情報保護制度及びその運用等に大幅な変化が生じる中、全ての地方公共団体等において適正かつ円滑な形でその運用を確保していく（＝新たな制度を浸透させていく）ためには、委員会との長期的な信頼関係の構築が肝要。

令和4年度、改正法施行への対応・準備を契機に構築した委員会と地方公共団体等との関係を、改正法施行後も緊密なコミュニケーション等を通じて維持・強化していく。

【令和5年度における取組の方針】

（1）地方ブロック担当窓口を通じた伴走型の支援体制の維持・強化

改正法の施行後も、令和4年度に改正法施行への対応・準備を契機に構築した地方ブロックごとの担当窓口を通じ、法解釈はもとより、新たな制度の運用や各団体が実施する事業における保有個人情報の取扱いの判断等、これまで以上に深化・多様化することが想定される地方公共団体等の課題や相談に寄り添い、運用のフェーズにおいても各団体を適切にサポートする体制を構築し、事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図る。

（2）委員会と全国の地方公共団体等との「顔の見える関係」構築に向けた取組の実施

改正法の施行後も、全国の都道府県・指定都市等との意見交換を定期的に実施するほか、（地方公共団体から委員会への）出向者等のネットワークを生かし、地方公共団体等における制度運用上の課題や好事例等について把握する。

これらの過程を通じ、事務及び事業の適正かつ円滑な運営を促すほか、地方公共団体等との「顔の見える関係」の構築に努め、地方公共団体等における制度運用の実態をよりの確に理解し、助言等の方針に関する議論につなげていく。

令和5年度（令和3年改正個人情報保護法施行直後～）の 地方公共団体等に対する対応の方向性について

取組の方向性① 実態を踏まえた運用の更なる検討及び制度の浸透に向けた周知・啓発活動の展開

地方公共団体等における改正法施行への準備段階から、法及び条例の運用へとフェーズが切り替わることを踏まえ、各地方公共団体等における保有個人情報の取扱いやデータを利活用する事業の動向等に関する知見を深め、適正かつ円滑な形でその運用がなされるよう助言等を行っていく。

また、運用の過程にあっては、個人情報保護制度担当課はもとより、事業課、住民等、地方公共団体等内外の様々な主体における制度理解が肝要となることから、（適宜、研修機関や各省庁等とも連携し）新たな法制度及びその運用についての幅広い周知・啓発に努めていく。

【令和5年度における取組予定】

（1）先進的な取組を行う地方公共団体等に対するヒアリング

保有個人情報の取扱いやデータを利活用する事業について先進的な取組を行う地方公共団体等に対してヒアリングを行い、制度の運用面からの助言等の方針に生かしていくほか、今後の制度の在り方に関する議論等につなげていく。

（2）全国の地方公共団体等に対する情報発信

近日公表予定の解説動画や広報用パンフレットのほか、「令和3年改正法の施行に向けた整備事項リスト」等を活用しながら、個人情報保護担当課はもとより、事業課ひいては住民に対する制度理解を促進していく。

また、日々寄せられる地方公共団体等からの法解釈に係る相談や運用に関する照会等の内容や傾向、①の結果等を踏まえ、適時適切に事務対応ガイドやQ & Aの更新や情報提供を行う。

（3）幅広い主体に対する研修及び周知・啓発活動を監視・監督部門と連携しつつ実施

- ・ 地方公共団体の首長等からの意見・要望をいただく機会を設けることを検討するほか、直接的で双方向のコミュニケーションの機会となるオンラインセミナーを地方ブロック単位で全ての都道府県・市区町村を対象として開催する。
- ・ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）、市町村アカデミー等の全国的な研修機関及び各地方公共団体等との連携に基づき、団体内の幅広い主体に対して新たな法制度及びその運用に関する研修を行っていく。
- ・ 各事業官庁とも連携しながら、地方公共団体等が担うこととなる、個人情報に関する各分野の事業（応用的な局面）に即応した形での周知・啓発活動についても新たに展開していく。

令和5年度（令和3年改正個人情報保護法施行直後～）の 地方公共団体等に対する対応の方向性について

取組の方向性② 改正法施行後の地方公共団体等における適正な対応の確保

改正法の目的が、データ利活用の支障となり得る現行法制の不均衡・不整合（特に、地方公共団体間での個人情報保護条例の規定やその運用が異なっていたこと）の是正という点にあったことを踏まえ、**各地方公共団体等において適正な形で法施行条例の整備がなされていること等を早期に把握し、仮に課題を有する団体があれば個別に助言等を行うほか、全国の地方公共団体等に対して、法解釈や運用の面等から適時適切に情報発信**を行っていく。

【令和5年度における取組予定】

（1）法施行条例の整備状況に係る調査の実施

令和5年4月1日時点の地方公共団体における法施行条例の整備状況について調査を行い、早期にその状況を把握するとともに、その結果を公表する。

（2）法施行条例等の内容に関する分析及び個別団体へのアプローチ

委員会に対して届出のあった法施行条例等の内容について分析を行い、仮に課題を有する団体があれば個別にアプローチを行い、丁寧かつ粘り強く助言を行うほか、法施行条例等の傾向についても的確に把握し、法解釈や運用の面等において全国の地方公共団体等が共通して留意すべき点に関する助言等の方針について検討する。

令和5年度（令和3年改正個人情報保護法施行直後～）の 地方公共団体等に対する対応の方向性について

（参考）改正法に関する令和5年度の地方公共団体等に対する監視・監督

改正法の施行後において、委員会は、個人情報保護法及びガイドライン等の遵守状況を監視し、地方公共団体等における個人情報の適正な取扱いの確保を図っていく。具体的には、計画的な実地調査及び全ての地方公共団体等を対象とした施行状況調査等を実施し、保有個人情報についての安全管理措置の実施状況等を確認するとともに、不適切又は違法な保有個人情報の取扱いがなされている場合には、指導、助言等により個別に是正していく。

【参考】1. 改正個人情報保護法に係る監視・監督の基本方針（ポイント）

※ 令和5年3月15日第236回委員会資料から抜粋。

（1）日常の監視

委員会は、保有個人情報の漏えい等事案の報告（第68条第1項）、個人情報保護法に関する総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）への通報、メディア報道等による情報の取得など多角的な方法により、きめ細かく事案の端緒の把握を行う。

（2）計画的な実地調査等

委員会は、第156条の権限行使として、毎年、委員会において議決した調査計画に基づき、対象の地方公共団体等を選定して計画的な実地調査等を行い、当該安全管理措置の実施状況等について確認を行う。（中略）実地調査等により、個人情報保護法及び委員会が公表している各種ガイドライン等に照らし、不適切又は違法な個人情報等の取扱いがなされているか否かを明らかにし、機動的に必要な指導・助言等を行う（第157条～第159条）とともに、改善が確認できるまでフォローアップを継続していく。

実地調査等において不備事項が確認された地方公共団体に対しては、必要に応じて、当該地方公共団体のマネジメント層との間でハイレベルのリスクコミュニケーションの場を設け、改善に向けた確かつ迅速な取組を促すとともに、リスク管理等に関する意見交換を実施することで、調査では明確になり難いガバナンス面等の課題についても把握し、アドバイス等の支援を実施する。

令和5年度（令和3年改正個人情報保護法施行直後～）の 地方公共団体等に対する対応の方向性について

（参考）改正法に関する令和5年度の地方公共団体等に対する監視・監督

（3）施行状況調査等

個人情報ファイルの保有状況や個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用又は提供の状況、安全管理措置の実施状況等、同年度の同法の施行の状況について、その翌年度となる令和6年度に報告を求める（第165条第1項）。（中略）また、令和6年度に求める報告までの間、個人情報保護法に基づく施行状況調査とは別途、任意の調査により、個人情報ファイルを保有する地方公共団体等における安全管理措置の実施状況等の個人情報の取扱実態（令和4年9月末時点）を把握する。

（4）事案対応

地方公共団体等において、保有個人情報の漏えい等事案が発覚した場合、令和5年度以降、委員会に事案の概要、原因、再発防止のための措置などについて速やかに報告することが義務化される（第68条）。

委員会は、当該地方公共団体等において、初動対応や原因の究明、再発防止策の検討等を行うにあたり、必要な場合には指導・助言等を行う。また、個人情報保護法及び委員会が公表している各種ガイドライン等に照らし、不適切又は違法な個人情報等の取扱いがなされている場合は、機動的に権限行使を行い、個別に是正を促していくとともに、事案によっては、地方公共団体等全体に対して注意喚起を発するなど、重層的な対応を進めていく。また、不正アクセスによる大きな漏えい等事案が発生した場合においては、必要に応じて、サイバーセキュリティ関係省庁・機関等と共同で事実確認や対処を行うなど、緊密に連携して対応していく。